令和3年7月15日
契約担当者

見　積　公　告

調達番号　KS030715G

調達件名	【工事】 湧水ポンプ（PD-1-5）の保護継電器交換（1号棟）
契約種類/契約種別	工事　　／　総価契約
納入期限	令和3年9月30日　　契約書締結：不要
納入場所	〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター 生物遺伝資源開発施設（2号棟）　業務管理企画課
見積書提出期限	令和3年7月29日　　15時00分
見積書提出場所	〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター 生物遺伝資源開発施設（2号棟）　１階　業務管理企画課　契約担当
見積合わせの日時等	令和3年7月29日　　15時00分以降 見積参加者の立ち会いは必須ではない。
本件調達に係る照会	バイオテクノロジーセンター　業務管理企画課　契約担当　菊島 TEL：0438-20-5760　E-mail：n.chiba-keiyaku@nite.go.jp
参加資格	①　機構の競争参加資格審査事務取扱要領もしくは国の各省各庁における競争参加資格審査において、平成31･32･33年度又は令和1･2･3年度の資格を有する者。
その他	見積書は以下の方法により、参加資格①とともに提出すること。 ①電子メールにより提出する場合 n.chiba-keiyaku@nite.go.jpまで、「【見積公告】（件名及び調達番号）」をメール件名として、連絡先（電話番号）とともに送付。 ②郵送により提出する場合 見積書封筒の表面に、「見積書在中」と記載し、件名及び調達番号を明記した上で、連絡先を標記し（又は名刺）同封すること。

仕　様　書

１．仕様の内容等：仕様書のとおり。

湧水ポンプ（PD-1-5）の保護継電器交換
（1号棟）

仕様書

※本仕様書は、予告なしに修正又は訂正する場合があります。その際は、当機構ホームページ上にて仕様書の修正又は正誤表等を公示いたしますので、必ず、ご確認下さい。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

1.　件名及び数量

湧水ポンプ(PD-1-5)の保護継電器交換　一式

2.　目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)バイオテクノロジーセンター生物遺伝資源保存施設(以下「1 号棟」という。)では、微生物の収集、保存、分譲等に関する業務を行っており、実験室内を一定の温湿度に保つために、吸収冷温水機、空調ポンプ、空気調和機等の空調設備が 24 時間 365 日稼働している。

これらの空調設備からの排水は、いったん地下ピットの湧水槽に集められた後、湧水ポンプで汲み上げて屋外に排出される。

湧水ポンプの電気系統には、過電流が発生した時に電流を遮断して設備を保護するための保護継電器が取り付けられているが、今般、湧水ポンプ(PD-1-5)の保護継電器が劣化し、湧水ポンプ(PD-1-5)が運転できなくなったため、当該保護継電器を交換することとする。

3.　不具合状況等

(1) 不具合発見日等

令和 3 年 6 月 28 日午前 11 時 24 分。

空調監視機器にて 1 号棟の湧水ポンプ(PD-1-5)の異常発生を察知。

(2) 不具合箇所

監視員が、1 階機械室の動力盤(P-1-8)の湧水ポンプ(PD-1-5)用保護継電器が作動していることを確認。

復旧操作するも、当該保護継電器の劣化のため復旧できず、湧水ポンプの運転再開ができないことが判明。

4.　主な仕様等

(1) 作業場所

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8

NITE バイオテクノロジーセンター　1 号棟　地下ピット(参考図 1)、1 階機械室(参考図 2)

(2) 対象設備

電気設備(電力)として使用している以下の動力盤一式とする。

機器番号	メーカー	型　式	電気供給機器
P-1-8	内山電機工業株式会社	屋内自立型	湧水ポンプ(PD-1-5) 湧水ポンプ(PD-1-6) 自動制御盤(CP-1-5) 空調機(AHU-100) 空調機(AHU-101)

(3) 作業内容

ア　部品交換

(ア) 1 号棟動力盤(P-1-8)の湧水ポンプ(PD-1-5)用保護継電器(三菱電機製サーマル ET-N60 8A)を交換すること。

(イ) 作業は、当該分岐回路の開閉器を開路して行うこと。

(ウ) 離線及び結線にあっては作業場所廻りを養生し、周辺機器に十分注意して確実に行うこと。

(エ) 電流整定値は既設と同様とすること。
(オ) 交換部品の仕様は既設と同等以上とするほか、メーカー標準品であること。
(カ) 交換後に保護継電器の取付け状況及び配線状況を確認すること。
イ 試運転調整
(ア) 異音、振動、発熱、変形等がないことを確認すること。
(イ) 運転電流が定格値を超えないよう湧水ポンプ(PD-1-5)の吐出量を調整すること。
(ウ) 電流整定値及び運転電流を報告書に記載すること。
(4) 提出書類(1部)
ア 作業報告書
イ 写真(作業前後の写真を撮り、内容が分かること。)
ウ 保証書

5. 納期等
令和3年9月30日

6. 関係法令等契約の相手方が遵守すべき事項
本件に関する資材、物品は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」第6条による「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の基準を満たすものであること。

7. その他
(1) 作業の実施にあたり、関係法令を遵守すること。
(2) 本工事に係る一切の費用を含むこと。
(3) 作業は、原則、行政機関の休日に関する法律第一条に定める日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分の間に行うこととし、NITE バイオテクノロジーセンター業務管理企画課職員(以下「担当者」という。)と相談して決定すること。
(4) 作業を行うにあたり、作業員の健康管理及び新型コロナウイルス感染防止対策について、以下のとおり、十分留意すること。
ア 体調管理
・作業期間中は、毎朝、作業員への検温を実施すること。
・作業員への聞き取りを実施し、体調が悪いと自覚のある者を入構させないこと。
イ 作業現場について
・新型コロナウイルスの感染予防対策として提唱されている「密閉」、「密集」、「密接」にならないよう換気や作業環境に配慮すること。
・事業所建物内の換気方法等について不明の場合には、職員に確認すること。
ウ 手洗い・マスクの奨励
・作業員の方へ手洗い・マスクの奨励を、朝礼、昼礼で実施すること。
・手洗いについては、石けんをもちいて丁寧に、頻度高く実施すること。
エ 事業所建物に入る場合
・建物玄関にある青色のマットを踏み、靴裏を消毒すること。
・手を備付けの除菌用スプレーやジェルで除菌すること。
・手袋は極力せずに入構し、作業現場にて着脱する様にすること。
(資材運搬などにより、安全のために手袋をしている場合は除く。)
(5) 作業に際し施設に出入するときは、必ず担当者に通知すること。
(6) 作業を実施する場合は、担当者からの注意を厳守し、当該担当者の指示のもとこれを実施すること。

(7) 作業中に疑義及びトラブルが発生した場合は、速やかに担当者に連絡し指示を得ること。
(8) 作業時に発生した廃材及び作業場所の汚れなどは、別途費用を生じることなく受注者が適切に処分及び清掃等を行うこと。
(9) 作業に必要な資材については、受注者が用意すること。
(10) 作業を行う際には、NITE の保持する物品、施設及び設備に損害を与えぬよう養生などを施すこと。
(11) 受注者の過失により、NITE の保持する物品、施設及び設備に損害を与えた場合は、受注者がこれを補償すると共に復旧を行うこと。
(12) 業務上知り得た事項について、いかなる場合にも第三者に漏えいしてはならない。
(13) 作業終了後は、担当者にその旨を連絡し、作業内容の確認を受けること。
(14) 本仕様書に記載のない事項については、その都度担当者と協議し、適切な業務実施に努めること。
(15) 本工事に係る一切については検収後 1 年間無償保証をすることとし、故障が発生した場合は、速やかに対処すること。

参考図1　地下ピット平面図

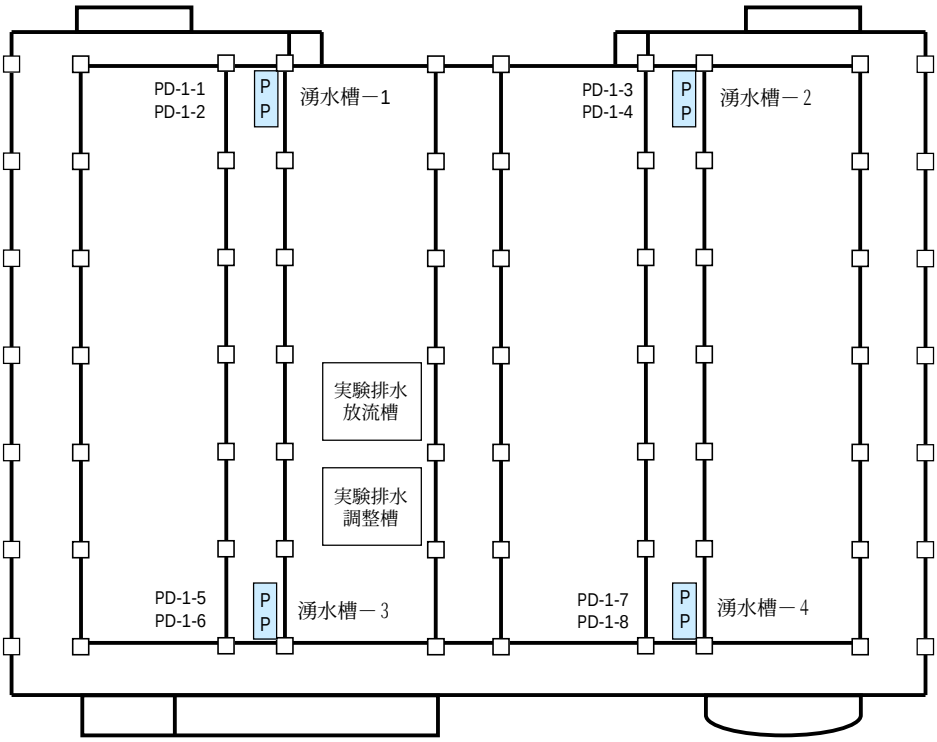
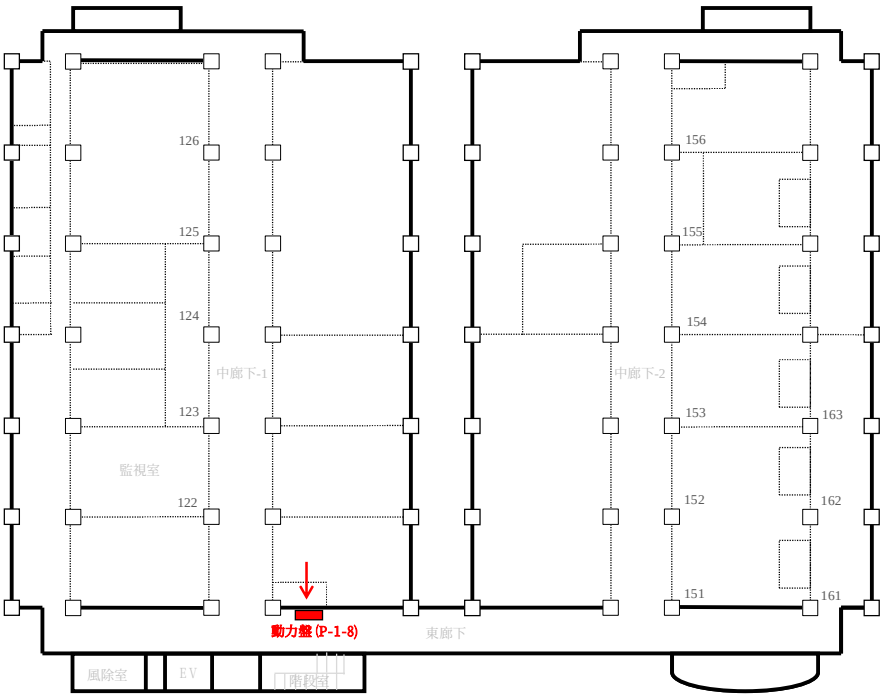
参考図2　1階機械室平面図